

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので 平成29年 第12回 国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名中15名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p>
秋國会長	(議長あいさつ)
議 長	<p>議事に先立って議事録署名委員の指名をさせていただきます。</p> <p>1番 岐部佳光委員、2番 佐藤司委員を指名しますのでよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、議案第65号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第65号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号51号 申請地は、国見町伊美 [] 番地、地目が畑、面積が144㎡ほか田が2筆の988㎡で計3筆1,132㎡です。</p> <p>渡人は、豊後高田市見目の [] さん。受人は、国見町竹田津の [] さんです。申請事由は、渡人は、農業をしておらず管理出来ない為。受人は、経営規模の拡大。となっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号52号。申請地は国見町伊美 [] 番地、地目が田、面積が917㎡です。</p> <p>渡人は豊後高田市新地の [] さん。受人は国見町竹田津の [] さんです。申請事由は、渡人は、高齢により農地が管理出来ない為。受人は、経営規模の拡大。となっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号53号。申請地は国東町中田 [] 番地 []、地目が畑、面積が214㎡です。</p> <p>渡人は奈良県奈良市の [] さん。受人は国東町中田の []</p>

	<p>■さんです。申請事由は、渡人は、県外在住で管理出来ない為。受人は自宅の横で数年前から管理している当該農地を譲り受ける。となっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号54号。申請地は国東町見地 ■番地、地目が田、面積が1,326㎡です。渡人は島根県出雲市の ■さん。受人は国東町見地の ■さんです。</p> <p>申請事由は、渡人は県外在住で管理出来ないため。受人は経営規模の拡大です。売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号55号。申請地は武蔵町池ノ内 ■番地、地目が田、面積が779㎡です。渡人は佐賀県鳥栖市の ■さん。受人は武蔵町池ノ内の ■さんです。</p> <p>申請事由は、渡人は県外在住で管理出来ないため。受人は経営規模の拡大です。売買による所有権移転です。</p> <p>受人の ■さんは ■ですが、 ■息子さんが農作業に従事されます。</p> <p>次に、申請番号56号。申請地は安岐町中園 ■番地、地目が田、面積が1,161㎡のほか田が7筆の計8,450㎡、畑が6筆の1,474.61㎡、合計14筆の9,924.61㎡です。渡人は安岐町中園の ■さん。受人は安岐町下原の ■さんです。申請事由は、渡人は息子に農地を譲り渡す。受人は父から農地を譲り受け農業を継ぐ。となっています。譲渡による所有権移転です。</p> <p>農地法3条は以上です。</p>
議長	<p>それでは農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について事務局から説明がありましたがご質疑等ございませんか。</p>
3番諸富委員	<p>県外からの所有権移転が多いが事務局からなんらかのはたらきかけなどを行っているのですか。</p>
事務局	<p>事務局からは一切何も行っていません。</p>
5番徳丸委員	<p>55号ですが、なぜお母さん名義の所有権移転なのですか。</p>
事務局	<p>息子さんは市外在住で農業に従事はしておらず、農地の権利移</p>

8 番光本委員	<p>動の対象としては適当とは思われないために母親名義での申請となりました。</p> <p>51号、52号は経営面積の内、貸し付け面積が多いのはなぜですか。</p>
事務局	<p>申請者は()の構成員ですので、法人への貸し付けと思われます。</p>
議 長	<p>ほかにご意見等ありませんか。</p> <p>(質疑意見なし)</p>
	<p>取り立てて問題がなければ採決にはいります。</p> <p>それでは議案第65号 申請番号51、52、53、54、55、56号について一括して承認される委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p> <p>議案第65号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第66号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてご説明いたします。</p> <p>A3の資料も一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号26号。土地の所在は、国東町小原()番地()。地目が畑で、面積は1,439㎡です。</p> <p>渡人は別府市大字()さん。受人は大阪市阿倍野区の()さんです。</p> <p>転用の目的は植林です。申請事由は、シイタケ栽培の原木としてクヌギの木を植えたいとなっています。</p> <p>この方は()ですが定年後の再雇用で仕事をされています。将来的には帰郷して椎茸栽培を行う意向です。</p> <p>今は年に3～4回帰省していますが、その間は当該農地に隣接する2軒の親戚に管理を依頼するという事です。</p>

	<p>申請地は北側と西側を畑に東側と南側を申請者の親戚の住宅が隣接する公衆用道路に囲まれた農地で農業公共投資の対象となっており、農地の連担性も10ha未満であることから、第2種農地と判断しました。売買による所有権移転です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>議案第66号 申請番号26号について事務局より説明がありました。ご意見ご質疑等ございましたらお願いします。</p>
1番岐部	<p>クヌギ林の周辺の側溝に落ち葉が詰まって迷惑している事例を耳にしたことがある。そのあたりが憂慮されるがどうなのか。</p>
事務局	<p>5条申請書の6に転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要があります。その中でクヌギ植林が成長することで生じる落ち葉並びに倒木などの対応については、常に近隣の親戚と連携し、連絡を受けたら速やかに対応するとなっています。</p>
6番前後委員	<p>計画では樹木の高さを人の背丈程で管理するとなっているが、すぐに2～3メートルにはなるので、周辺への影響も含めて気になるところです。</p>
事務局	<p>事務局でも人の背丈での管理については疑問点があり、日照等の問題も気になりましたが、近所に親戚もあり、申請者から迷惑をかけないとの文言を頂いたので受理致しました。</p>
12番大塚委員	<p>住宅地の中での植林は、所有地に樹木を植えるのは法的には違反ではないかもしれないが、落ち葉が家の屋根に降り注いだり、トラブルが考えられるので、同意書などの提出を求めたらどうか。</p>
事務局	<p>国東市農業委員会では隣接の農地の同意は取るようになっていますが、隣接の宅地について同意を得る様式は今のところございません。</p>
議長	<p>クヌギの木を背丈くらいで作るとあるが、10メートルくらいにはなる。</p>
12番大塚委員	<p>お宮の木の葉が民家の樋に詰まっても問題になる時代なのでそのあたり心配だ。</p>

1 番岐部委員	<p>直接の隣接でなくても実質被害をこうむる可能性を秘めたところは隣接と見なさないと、将来大きなトラブルになる気がする。隣接だけにこだわるとその隣が実質被害をこうむる場合もあるので、今後課題として考える必要があると思います。</p>
議 長	<p>親戚の人が責任を持って管理するとの文書が出ているのですか。</p>
事務局	<p>文書は出ていません。口頭でお願いしているとのこと。</p>
議 長	<p>口頭ではなく、文書で提出してもらいたいですね。</p>
事務局長	<p>事務局としても、住宅地の近くにクヌギを植林することには疑問があり、草刈りや落ち葉の処理を誰がやるのかなど、口頭ではなくて文書での提出を求めたほうが良いのではないかとの意見もありました。</p>
議 長	<p>いずれにしてもトラブルが発生しなければいいが、我々が認めたためにトラブルが発生したとなっては困る。 先ほど局長が言ったように近隣から同意をとってもらい、次回に再提出してもらおうというのはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>それでは、親戚の2名の方から土地の管理や落ち葉の処理についての誓約書を、近隣の3軒の住宅からは、クヌギを植林することへの同意書を提出して頂き、次回の総会に再提出させて頂きたいと思います。</p>
議 長	<p>会長 それでは今回は保留とさせて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
<p>(全員同意)</p>	
<p>それでは議案第66号申請番号26号については保留といたします。</p>	
<p>次に、議案第67号 農用地利用集積計画について説明願います。</p>	

事務局	<p>議案第67号農用地利用集積計画ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画に基づき承認を求めるものです。</p> <p>それではご説明いたします。</p> <p>利用権設定数は、田が72筆の155,844㎡。畑が2筆の7,467㎡。計74筆の163,311㎡です。</p> <p>設定内容別の内訳は、新規設定が37筆の57,968㎡、更新設定が37筆の105,343㎡です。</p> <p>地区別及び個別の内訳につきましては、5から8ページをご覧ください。</p>
議長	<p>議案第67号農地利用計画についてご説明申し上げました。ご質疑等ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(意見質疑なし)</p> <p>それでは議案第67号農地利用計画について承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全 員 挙 手)</p> <p>議案第67号は承認されました。</p> <p>次に、議案第68号 農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農地利用配分計画案について意見を求められたので審議するものです。</p> <p>配分計画総数は、田15筆81,359㎡です。詳細については10ページをご覧ください。以上です。</p>
議長	<p>議案第68号農用地利用配分計画について、ご意見質問等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(意見質疑なし)</p> <p>それでは議案第68号農用地利用配分計画について、承認くだ</p>

	<p>さる方の挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全 員 挙 手)</p> <p>議案第68号は、承認されました。</p> <p>続いて、議案第69号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局の説明をお願いします。</p> <p>議案第69号 農地法の規定による非農地証明書の交付について説明させていただきます。</p> <p>申請番号68号。申請地は、国見町野田 [REDACTED] 番地。地目は田。面積が915㎡ほか田が13筆で計田が14筆で7,461.61㎡です。</p> <p>申請人は、大阪府大阪市の [REDACTED] さんです。</p> <p>申請事由は、昭和40年代に国見町に [REDACTED] 転用申請を行い許可されましたが、当時諸々の事情により合筆及び地目変更ができず、筆界未定地となったままでした。近年、申請法人に所有権を一本化できたため、筆界未定を解消し、登記簿地目を変更したいので、非農地証明を申請するものです。この土地は農振地域外農地です。</p> <p>以上です。</p>
事務局	
議 長	<p>農地法の規定による非農地証明、申請番号68号について、ご意見ご質疑等ございませんか。</p>
1 番岐部委員	<p>建物部分やその他の部分も含めて農地のままだったわけですか。</p>
事務局	<p>申請部分は筆界未定でしたので登記上農地のままでした。</p>
議 長	<p>昭和40年代に転用許可が出ていたが宅地登記されていなかったわけですね。</p>
事務局	<p>登記簿上は昭和45年に所有権移転が出来ていましたので、まず間違いなく許可が出ていたと思います。</p>

1 番岐部委員	<p>転用許可が出ているなら非農地申請しなくても登記出来るのでは。</p>
事務局	<p>許可書が見つからないので非農地申請された訳です。</p>
議長	<p>その他ご質疑ございませんか。</p>
	<p>(意見質疑なし)</p>
	<p>それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。</p>
	<p>(全 員 挙 手)</p>
	<p>議案第69号は、承認されました。</p>
	<p>以上で議案の審議は終わりました。本日の議事は、これですべて終了します。</p>
	<p>議 長</p>
	<p>議事録署名委員</p>
	<p>議事録署名委員</p>

--	--